

## 道路等の譲与（農地法第74条の2）

国は、第61条に掲げる土地等を同条の規定により売り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち、道路、水路、揚水機場若しくはため池（これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」という。）又は道路等の用地であって農林水産大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林水産大臣の指定する者に譲与することができる。

- 2 前項に規定する農林水産大臣が定める土地等の譲与を受けようとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事に譲受申込書を提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による譲受申込書の提出があった場合において、譲与することを適当と認めたときは、次に掲げる事項を記載した譲与通知書を作成し、これを譲与の相手方に交付しなければならない。
  - 一 譲与の相手方の名称及び住所
  - 二 譲与すべき道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所
  - 三 その土地等の用途
  - 四 譲与の期日
  - 五 譲与の条件その他必要な事項
- 4 前項の規定による譲与通知書の交付があったときは、その通知書に記載された譲与の期日に、その土地等の所有権は、その譲与の相手方に移転する。

## 道路等の譲与申込手続（農地法施行規則第43条）

法第74条の2第2項の申込みは、次に掲げる事項を記載した譲受申込書を農業委員会を經由して都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一 申込者の名称及び住所
- 二 譲受けを希望する道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所
- 三 その土地等の用途及び管理の方法
- 四 希望する譲受けの期日
- 五 その他参考となるべき事項

## 農地法の一部を改正する法律の施行について

（昭和45年9月30日 45農地B第2802号抄 農林事務次官通達）

### 第74条の2関係

- 1 本条の譲与の対象となる道路等は、旧制度開拓実施された開拓事業または干拓事業の地区に係る開拓財産（「開拓財産を農用地造成事業の用に供する場合の取扱いについて（昭和39年3月9日 39農地B第1513号（農）農林事務次官通達）の別表の(1)の欄に掲げる農用地造成事業に係るものを除く。）である道路等で農林水産大臣がこれらの道路等を農業上の利用に供することが相当であり、かつ、公共的性格があるものと認めて個別に指定したものとする。

この場合において、農業上の利用に供することを相当とする道路等であっても、常時私道的な利用が行われているもの等いわばその利用の実態が特定個人の専用的な利用であると認められる道路等については、売渡しにより処

理することとして、譲与の対象とはしない方針である。

- 2 道路等の譲与を受ける者として、第1項の農林水産大臣の指定を受けることができる者は、都道府県その他の地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等である。
- 3 道路等の譲与の相手方を選定するに当たっては、譲与申込書を提出した市町村、土地改良区または第1項の農林水産大臣の指定を受けた者のうち、その譲与を受けた後において当該道路等を最も適切に維持管理することができるものと認められる者を選定しなければならない。  
この場合において、その道路等を含む周辺地域の社会的経済的諸条件からみて将来その道路等が当該地域の住民による農業以外の一般的な利用に供される程度が増大すると見込まれるものであるときは、その道路等の譲与の相手方は、地方公共団体に限るものとする。
- 4 道路等の譲与を受けた者が当該道路等の所有権を移転することは、当該所有権の移転を受ける者が当該道路等を道路等として利用するか否かにかかわらず、第1項の「その用途を廃止」することに当たる。
- 5 第1項の返還することについての条件は、無期限の法定条件であると解する。

#### 農地法関係事務処理要領（未墾地の部）について

（平成27年12月18日 27地局第4014号抄 農地局長通達）

#### 道路等の譲与

##### 1 基本事項

##### (1) 譲与の対象となる道路等

農地法第74条の2の規定による譲与の対象となる土地等は、旧制度開拓として実施された開拓事業、または干拓事業（以下「開拓地区」という。）に係る開拓財産（「開拓財産を農用地造成事業の用に供する場合の取扱いについて（昭和39年5月9日付け39農地B第1513号（農）農林事務次官通達）の別表の(1)欄に掲げる農用地造成事業に係るものを除く。）たる道路・水路、揚水機場もしくはため池もしくはこれらの工作物に附帯する工作物またはこれらの工作物の用地（以下「道路等」という。）で農業上の利用に供することが相当であり、かつ、公共的性格があるものと認めて農林水産大臣が個別に指定したものとする。

##### (2) 譲与を受けうる者

譲与を受けうる者は譲与すべき道路等のもつ公共的性格にかんがみ市町村及び土地改良区のほか、都道府県その他の地方公共団体（市町村を除く）、農業協同組合、農業協同組合連合会等でその譲与を受けた後においてその道路等を適切に維持管理すると認められるものとして農林水産大臣が指定をしたものとする。

この場合において、その道路等を含む周辺地域の社会的経済的諸条件からみて、将来その道路等が、当該地域の住民による農業以外の一般的な利用に供される程度が増大すると見込まれるものであるときは、その道路等の譲与を受けうる者は、地方公共団体に限るものとする。

##### (2) 土地改良財産との関係

土地改良財産をその一部に含む道路等については、その土地改良財産の所管部局と協議のうえ、その道路等の用地の譲与とその土地改良財産の処理とを同時に行なうものとする。

### 3 譲与手続き

#### (1) 譲受申込書の提出

ア 農業委員会は、2の(4)により各筆調書、確定測量図等の写しの送付を受けた場合には、譲与を受けようとする者から様式第3号による譲受申込書の提出を受けるものとする。

イ 譲受申込書には次に掲げる書類を添付させるものとする。

(ア) 維持管理計画の概要書

(イ) 土地改良財産をその一部に含む道路等にあつては、その土地改良財産の処理に関する事項を記載した書面

(ウ) 譲与すべき道路等について、その譲与の相手方がその土地の用途を廃止した場合におけるその土地の所有権移転の請求権を保全するための仮登記をする必要があると認められる場合には、譲受申込者の仮登記承諾書（印鑑証明付）その他道路等参考となるべき事項を記載した書面

ウ 農業委員会は、譲受けの申込みを受けるにあつては、原則として、その事業地区に係る譲与の対象となる道路等について一括して譲与ができるようにするものとする。

#### (2) 譲与通知書の交付

ア 都道府県知事は、譲受申込書を受理した場合には、各筆調書、確定測量図、譲与すべき道路等の指定および譲与を受けうる者の指定に係る通知書等に基づき、譲受申込書を提出した者に対し道路等を譲与することが適当であるかどうかを審査し、その者がその譲与を受けた後において当該道路等を適切に維持管理することができるものと認められる場合には、その者について様式第4号による譲与通知書を4部作成するものとする。

なお、譲受申込書の提出者で譲与の相手方とされなかった者については、譲与をしない旨を関係農業委員会を経由して通知するものとする。

イ 都道府県知事は、譲与通知書を作成した場合には、譲与通知書の各葉間を知事印をもって割印し、当該譲与通知書を関係農業委員会を経由して譲与の相手方に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に交付するものとする。

ウ 関係農業委員会は、譲与通知書を譲与の相手方に交付する場合には、譲与通知書の番号、譲与を受ける者の名称、譲与の期日、譲与通知書の交付期日等を記入した譲与通知書交付簿に譲与の相手方の受領印を得るものとする。

なお、譲与通知書は譲与の期日までに譲与の相手方に交付する者とする。

### 4 譲与後の措置

#### (1) 用途廃止に係る通知

都道府県知事は、道路等の譲与を受けた者が、その道路等の用途を廃止しようとする場合には、あらかじめ都道府県知事にその旨を通知させるものとする。

#### (2) 実地調査等

都道府県知事は、(1)による通知があつた場合その他必要と認める場合には、譲与した道路等の管理の状況等に関し、実地に調査し、または当該道路等の譲与を受けた者から報告を徴して必要な指示をするものとする。

#### (3) 用途の廃止に伴う返還措置

ア 都道府県知事は(1)による通知、(2)による実地調査、報告等の結果、その

管理等に関し必要な指示をしてもなおその譲与した道路等をその用途に供しない場合には、その道路等の返還を認めるものとする。

なお、譲与を受けた道路等に代わるべき道路等が設置されることについてその譲与を受けた道路等の用途が廃止される場合で、あらかじめその用途を廃止することにつき都道府県知事の承認を受けているときは、その承認にかかる道路等の返還を求めないことが出来るものとする。この場合、返還をしないこととした道路等について、その道路等に仮登記がなされている場合には、仮登記の抹消手続をするものとする。